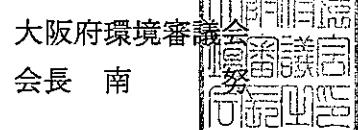


答申第27号
平成16年11月19日

大阪府知事
太田房江様



大阪府循環型社会形成推進条例の改正について（答申）

平成16年11月19日付け環保第1706号で諮問のあった標記について、別添のとおり答申します。

大阪府循環型社会形成推進条例の改正について

(答申)

平成16年11月

大阪府環境審議会

一 目 次 一

○はじめに

○大阪府循環型社会形成推進条例に係る改正条例

【参考資料】

1 大阪府循環型社会形成推進条例改正条例の考え方

2 大阪府循環型社会形成推進条例【現行】 関連条文

はじめに

本審議会は、平成 16 年 11 月 19 日に大阪府知事から「大阪府循環型社会形成推進条例の改正について」諮問を受け、慎重な審議を行った結果、次のような改正が妥当との結論に至った。

今後、速やかに当該改正を行うとともに、廃棄物の適正処理を確保するよう求めるものである。

大阪府循環型社会形成推進条例に係る改正条例

1 第2条（定義）関係

- 第10号 「産業廃棄物の処理基準等」に、指定有害廃棄物の基準を追加。
第11号 「産業廃棄物の不適正な処理」に、指定有害廃棄物の基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分を追加。

(理由)

本条例に基づく指導等（保管方法、土地所有者等の責務、土地所有者等に対する措置命令）を行い早期是正を図るため。

2 第54条（廃棄物処理法に基づく勧告に従わない者等の公表）関係

- 第2項 廃棄物が地下にある土地における基準に適合しない土地の形質変更に対する計画変更命令に、正当な理由なく違反した場合に、違反内容等について公表できる旨を追加。

- 第3項 特定処理施設の事故時の応急措置に対する必要な命令を発した場合に、その命令の内容等について公表できる旨を追加。

- 同 廃棄物が地下にある土地の基準に適合しない形質変更に対して生活環境保全上の支障除去命令を発した場合に、その命令の内容等について公表できる旨を追加。

(理由)

形質変更の計画変更命令に違反している場合や、生活環境への支障の除去の措置を講じていないと認められる場合には、その事情を一般に明らかにすることにより排出事業者、施設周辺住民等の利益を保護するため。

【参考資料1】

大阪府循環型社会形成推進条例改正条例の考え方

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号。以下「改正廃棄物処理法」という。）は、本年4月28日に公布され、10月27日に施行されました。（一部は来年4月1日予定）

その主な改正内容は次のとおりです。

（1）指定有害廃棄物及びその処理に関する基準の創設

軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチが問題になっていることを踏まえ、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの（以下、「指定有害廃棄物」という。）の処理を政令で定める処理基準に従って行うことを義務付け、これに違反した場合は直ちに罰則の対象としています。

（2）廃棄物が地下にある土地の形質の変更届出の義務化

廃棄物が地下にある土地であって掘削等により生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める区域において土地の形質変更をしようとする者に対し、都道府県知事への届出を義務付けるとともに、都道府県知事による必要な命令を規定しています。

（3）処理施設の事故時の応急措置及び都道府県知事への届出の義務化

処理施設で政令で定めるもの（以下、「特定処理施設」という。）において事故が発生し、廃棄物や汚水等の飛散及び流出等により周辺の生活環境の保全上の支障が生じた場合などにおいて、当該特定処理施設の設置者に対し、応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付けるとともに、都道府県知事による必要な命令を規定しています。

2. 改正廃棄物処理法に関連する大阪府循環型社会形成推進条例の規定とその改正

大阪府循環型社会形成推進条例（以下、「条例」という。）は、循環型社会の形成に関する基本施策を定め、産業廃棄物の不適正処理状況を改善するため、貴審議会の答申を踏まえ、平成15年3月25日に制定し、同年4月1日（産業廃棄物の処理に関する規定は本年1月1日）に施行しました。

今回の改正廃棄物処理法に関連する規定は、次のとおりです。

（1）産業廃棄物処理基準等

条例では「産業廃棄物処理基準等」及び「産業廃棄物の不適正な処理」を定義し、産業廃棄物を自ら保管しようとする者に産業廃棄物処理基準等の遵守を

義務付け、土地の所有者等に産業廃棄物の不適正な処理によって生活環境の保全上支障を生じさせることのないよう求めています。

このため、「産業廃棄物処理基準等」及び「産業廃棄物の不適正な処理」の規定を改正し、指定有害廃棄物の処理基準を追加する必要があります。

(2) 廃棄物処理法に基づく勧告に従わない者等の公表

条例では廃棄物処理法に基づく改善命令等を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、違反した者の氏名又は名称、住所及び命令の内容を公表できる旨規定しています。また、廃棄物処理法に基づく許可の取消しや措置命令などの処分を行った場合に、処分を受けた者について、同様の公表ができる旨規定しています。

このため、改正廃棄物処理法の廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る命令や処理施設の事故時の措置命令を追加する必要があります。

【参考資料2】

大阪府循環型社会形成推進条例【現行】 関連条文

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 (略)

十 産業廃棄物処理基準等 廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準及び廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準をいう。

十一 産業廃棄物の不適正な処理 廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準(廃棄物処理法第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物にあっては、廃棄物処理法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分をいう。

(廃棄物処理法に基づく勧告に従わない者等の公表)

第五十四条 知事は、廃棄物処理法第十二条の六の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の三第三項若しくは第九項、第十五条の二の六又は第十九条の三の規定による命令(第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあっては、改善に係るものに限る。)を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

3 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の二の二第一項若しくは第二項、第九条の三第九項、第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の三の二第一項若しくは第二項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十五条の二の六、第十五条の三第一項若しくは第二項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による処分(第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあっては、改善に係るものを除く。)をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分の内容を公表することができる。

4 前条第六項の規定は、前三項の規定による公表について準用する。